

亡くなった故人の携帯電話を解約する手続き方法



現在、日本において携帯電話の保有率は増加しており、多くの人が携帯電話を持っています。

人が亡くなると様々な手続きが必要になりますが、ここでは携帯電話を所有する契約者が亡くなった場合の解約手続きについて解説していきたいと思います。

なお、近年では格安スマホも普及していますが、ここではdocomo、ソフトバンク、auの大手3社の手続きについて解説します。

目次

- 故人名義の携帯電話の契約はどうなる？
- すぐに解約しない方がいいケースも
- 故人名義の携帯電話が見つからない場合
- 契約者死亡の携帯電話の解約手続き
 - ①ショップに来店予約
 - ②必要書類の準備
 - ③ショップで解約手続き
- 携帯電話の解約費用
- 故人の携帯電話を解約できる人（docomo／ソフトバンク／au）
- 故人の携帯電話解約まとめ

故人名義の携帯電話の契約はどうなる？

キャリア側で死亡の事実を把握するまでは使用可能ですが、放置せず早めに解約手続きを進めましょう。

すぐに解約しない方がいいケースも

ネット銀行や証券を利用していた場合、スマホが必要な場面があります。
また、交友関係への連絡用にも一定期間保持する方が良いでしょう。

故人名義の携帯電話が見つからない場合

契約書類や請求書、銀行口座の引き落とし履歴から契約キャリアを確認できます。



契約者死亡の携帯電話の解約手続き

- ① ショップに来店予約を取り、必要書類を確認
- ② 死亡を証明する書類（戸籍、診断書等）、身分証、端末、SIMカードを準備
- ③ 店頭で解約手続きを実施。タイミングによっては、少し待つ方がよいケースもあります。



携帯電話の解約費用

年契約割引等の違約金は免除されます。

ただし、解約までの基本料金や端末残債は発生する可能性があるため、早めの対応が必要です。

故人の携帯電話を解約できる人

Docomo → 家族・友人も可（関係の確認あり）

ソフトバンク → 法定相続人が原則。代理人対応も可

au → 家族、親権者、成年後見人、施設関係者などが対応可能

故人の携帯電話解約まとめ

死亡しても自動的に解約されません。忙しい中でも忘れず手続きを行うことが必要です。

特に相続放棄などの判断前に料金が発生し続ける可能性がある点に注意してください。

【相続・遺言のことなら当事務所までご相談ください！】

岩船滋人行政書士事務所

専門家が親切・丁寧に対応いたします。
お電話またはフォームからご予約ください。

